

※必要に応じて加除修正を行う

「●●●●●●●●（提案名）」に関する協定書（見本）

安芸高田市（以下「市」という。）と●●●●●●（以下「優先交渉権者」という。）は、民間提案制度における協議対象提案である「●●●●●●●●」（以下「本件」という。）について、事業化に向けた詳細協議を行うため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 市及び優先交渉権者は、本件の事業化に向けて誠実に協議するものとする。

（協定の期間）

第 2 条 協定の期間は、協定締結日から 2 年とする。

（市の役割）

第 3 条 市は、本件の検討・協議のための事務局兼連絡窓口を設置する。

2 市は、本件の事業化に向けて必要な調査・検討・庁内調整を行う。

（優先交渉権者の役割）

第 4 条 優先交渉権者は、市との連絡調整の窓口を設置する。

2 （グループでの提案の場合）代表者は、グループ内の構成員との情報共有を行う。

3 優先交渉権者は、本件の事業化に向けて必要な調査・検討を行う。

4 優先交渉権者は、グループ内の構成員に追加・変更等が生じた場合は速やかに市に連絡する。

（費用の負担）

第 5 条 事業化に向けた協議にかかる費用のうち、市に生じた費用は市が、優先交渉権者に生じた費用は優先交渉権者がそれぞれ負担する。

（秘密の保持）

第 6 条 優先交渉権者は、本件の協議に際し、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定による秘密の保持は、協定の期間が終了した後も同様とする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第 7 条 優先交渉権者は、この協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ市の承認を受けた場合は、この限りでない。

(協議の方法)

第 8 条 協議は、原則として優先交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとする。ただし、協議の中で生じた内容変更を妨げるものではない。

(協定の解除)

第 9 条 市は、優先交渉権者が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除し、契約を締結又は成立させないことができる。

(1) 契約としての効力発生の前に優先交渉権者が「安芸高田市民間提案制度募集要項」に規定する提案者の制限に抵触したとき。

(2) 第 2 条の期間内であっても、優先交渉権者が市からの事業化のための詳細協議への参加に応じず、本協定の目的を達成できないと市が認めたとき。

(事業化の条件)

第 10 条 事業化にかかる予算案や契約案が安芸高田市議会で否決された場合や、社会情勢の急変等の事由が生じた場合には、事業化しないものとする。ただし、その事由が解消したときは、市と優先交渉権者の協議により、再度事業化を図ることができるものとする。

(契約締結不調の場合の処理)

第 11 条 事由のいかんを問わず、契約の締結又は成立に至らなかった場合には、本協定は解除されるものとする。その場合の市及び優先交渉権者に本事業の準備のために生じた費用は各自の負担とし、市及び優先交渉権者は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

(その他)

第 12 条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、市と優先交渉権者の協議により定める。

この協定の締結の証として本書 2 通を作成し、市と優先交渉権者が各自 1 通を保有する。

●●●●年●月●日

安芸高田市

所在地 広島県安芸高田市吉田町吉田 791

代表者 安芸高田市長 藤本 悦志 印

優先交渉権者

所在地 ●●●●●●●●

名 称 ●●●●●●●●

代表者 ●●●● ●● ●● 印